

暮らしの情報 の 続き

ごみ リサイクル

東日本大震災による避難者にごみ袋を無料で交付

次のいずれかに該当する世帯①東日本大震災で居住継続が困難となり、市内に居住することとなった②原子力発電所の周辺で、放射能などの影響により居住継続が困難となり、市内に居住することとなった

令和5年度生ごみ処理機等購入費補助制度

家庭用の生ごみ処理機やコンポストなどを購入する方に、購入費の一部を補助します。予算がなくなり次第終了。詳細はごみリサイクルカレンダー24ページまたは市HP参照

健康

若年がん患者在宅療養支援事業を開始

自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養にかかる費用の一部を助成します。市内在住で40歳未満のがん患者(がんを原因として要介護認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断し、ほかの事業において同等の支援を受けることができない方) 詳細は市HP参照

医療機関受診勧奨通知を3月末に発送

自覚症状がないまま進行することが多い生活習慣病の重症化を防ぐには、早期の治療開始が重要です。案内が届いた方は、医療機関で受診してください。令和4年5～8月に受診した国民健康保険の特定健康診査の結果が「要医療」となった方のうち、医療機関での受診が確認できない方 発送後、保険年金課から電話で受診状況や体調を確認する場合あり

お薬手帳は1つにまとめて活用しましょう

薬は用量と用法を守って服用することが大切です。

飲み合わせによっては、副作用を起こすことがあります。安全な服薬のために、アレルギーなどの大切な情報はお薬手帳に必ず記載しましょう。お薬手帳は、通院先や薬局ごとに作らず、1人1つにまとめて各医療機関・薬局で提示してください。電子版もあります。使いやすいものを選びましょう。

調布市保険年金課 ☎481-7566

乳がん検診

【市内検診機関】

Table with 3 columns: 実施場所, 検診日, 申し込み先. Includes 調布病院, 飯野病院, 調布東山病院.

※12日までの申し込みは5～6月、13日以降の申し込みは6～7月の受診。検診日は祝日を除く

昭和59年3月31日以前に生まれた女性 問診、視触診、マンモグラフィー 費用1500円(検査時持参) ※生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援給付世帯は受給証明書の提示で免除受診できない方

調布市歯科医師会創立70周年記念事業 8020・9020表彰のための無料歯科健診

市内在住の80歳以上で、20本以上の歯がある方を表彰する「8020・9020健康賞」の候補を選びます(90歳以上の方のみ過去に受賞したことのある方も可)。受賞者は6月3日出開催の「歯と健康のつどい」で表彰します。

HPV(子宮頸がん予防) ワクチン接種



9価HPVワクチンが定期接種(キャッチアップ接種含む)の対象になりました。詳細は、市HPをご確認ください。

調布市・狛江市・世田谷区・三鷹市・府中市の指定医療機関 小学6年(12歳相当)～高校1年(16歳相当)の女子、平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子 接種回数/1回目の接種年齢が15歳未満の場合は2回、15歳以上の場合は3回 標準的な接種間隔/2回接種の場合:1回目から6カ月あけて2回目を接種。3回接種の場合:1回目から2カ月あけて2回目、1回目から6カ月あけて3回目を接種

高齢者用肺炎球菌定期予防接種(一部費用助成)

令和6年3月31日(日)まで 調布市・狛江市・三鷹市の指定医療機関 これまでに肺炎球菌予防接種(23価)(自費を含む)を受けたことのない、次の①②いずれかに該当する方①下表対象年齢の方②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、1級の身体障害者手帳を所持しているか、診断書によりこれと同等の状態にあると認められる方

Table with 2 columns: 年齢, 対象となる生年月日. Lists age groups from 65 to 100 years old.

※再接種(2回目以降)の場合は助成対象外 費用2500円 ※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は、受給証明書(生活福祉課(市役所3階))で交付を医療機関へ提出すると無料 対象年齢の方への通知は4月下旬を予定 健康推進課 ☎441-6100

生活ひとくちメモ



高齢者の自宅の売却トラブルに注意!

相談事例

不動産業者から「お住まいのマンションは10年後には建て替えになる。今売っておけば煩わしい手続きが必要なくなる。自宅を1500万円で買い取り、その後は家賃13万円で住み続けられる」と言われた。内容はよく理解できなかったが、断り切れずに契約書にサインしてしまった。後日同じマンションの住人に聞いたら、建て替えの予定はまだ未定だと言われた。契約をやめたい。

アドバイス

◆相談事例は、自宅を売却して代金を受け取り、その後は家賃を支払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引です。売却したお金を自由に使えるなどメリットもありますが、売却価格が市場価格と比べて安い、家賃が値上げされることがある、ずっと住み続けられる保証がない、などのデメリットもあります。

- ◆自宅を売却した場合、クーリング・オフはできません。契約をやめるには、契約条項に基づき、業者から受け取った手付金の倍額を支払うなど、高額な違約金が必要となるケースがあるので、よく考えて判断しましょう。 ◆不動産取引は金額が大きく複雑で、その後の生活に大きな影響を及ぼします。取引の内容を十分理解できないときは、事前に、消費生活センターを含め信頼できる人に相談して、自宅を売るつもりがなければきっぱり断りましょう。

調布市消費生活センター(市役所3階) ☎481-7034 電話相談/平日午前9時～正午・午後1時～3時30分、第2土曜日午前9時～正午 来所相談(予約制)/平日午前9時～正午・午後1時～3時※できるだけ電話相談のご利用を

みんなでなくそう特殊詐欺

きっかけは「たまたま」取ったその電話

詐欺犯人から連日多くの電話がかかってくる、詐欺被害が増えています。

被害に遭った方は「まさか自分が被害に遭うなんて…」「たまたま電話に出してしまった」「冷静に考えれば、怪しいと分かることなのに何で信じてしまったんだろう」と言います。

特殊詐欺被害は「たまたま」取ったその電話から始まります。被害に遭わないために、次の対策を実施しましょう。

- 在宅時も常に留守番電話設定をする ●自動通話録音機を設置する ●知らない電話に「出ない・出さない」を徹底する 不審な電話があれば、すぐに警察署までご連絡ください。



市では自動通話録音機の無料貸し出しを実施中 調布警察署生活安全課 ☎488-0110 総合防災安全課 ☎481-7547